

○原子力緊急事態宣言の公示前における緊急通行車両の確認

(第 8 条第 1 項)

改正 令和 5 年 9 月 1 日 令和 7 年 4 月 1 日

審査基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	原子力災害対策特別措置法施行令
根拠条項	第 8 条第 1 項
処分の概要	原子力緊急事態宣言の公示前における緊急通行車両の確認
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	災害対策基本法施行令第 33 条第 2 項、災害対策基本法施行規則第 6 条第 1 項、第 2 項
審査基準	車両の使用者の申出を受けた岡山県公安委員会は、当該車両が原子力災害対策特別措置法第 26 条第 2 項の規定において緊急事態応急対策を実施しなければならない者の車両であることに加え、以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 緊急事態応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1 及び 2 以外の場合であって、緊急事態応急対策を実施するための車両であること。
標準処理期間	7 日
申請先	警察署の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)、交通部高速道路交通警察隊又は交通部交通規制課
問い合わせ先	警察署の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)、交通部高速道路交通警察隊又は交通部交通規制課企画係